

農地転用許可申請（農地法第4・5条申請）の添付書類

(1) 通常の添付書類

書類の種類	書類の内容等	添付を必要とする理由
土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）	申請に係る土地の現に効力を有するものに限る。	転用対象となる土地の特定及び権利関係の判断のため。
土地の所有者であることが確認できる書類	必要に応じ下記の書類を添付する。 ①相続後未登記の場合 ・相続関係系図 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 ・相続放棄申述受理謄本等 ②住所変更後で未登記の場合 ・住民票の写し ③氏の変更後で未登記の場合 ・戸籍謄本等	土地の登記事項証明書に記載されている所有名義人と、申請人の氏名及び住所が異なる場合に、申請人が申請適格を有することを確認するため。
位置図	縮尺 1/25,000 程度のもの	転用対象となる土地の特定と位置関係を確認するため。
周辺見取図	申請地周辺の土地の利用状況の概要が確認できる図面 なお、申請地及び隣接地の地目（登記記録及び現況）、地番、地積、所有者氏名を表示すること。	申請地周辺の土地の利用状況から、農地区分や周辺農地等への影響等の有無を確認する際の参考資料とするため。
公図の写し	公図を謄写・集成したもの等については、次例の証明がなされていること。 （証明例）この公図の写しは、宇都宮地方法務局〇〇支局備付け公図（公図番号〇〇）を謄写（集成）したものに相違ありません。 〇年〇月〇日謄写 謄写者 住所 氏名	土地の登記事項証明書とともに、転用対象となる土地を特定するため。
特定図	申請地の位置を朱線により特定した測量図面で申請に係る土地の面積が記載されているもの（分筆登記申請に添付する測量図と同等の精度のもの）を2部提出する。	申請に係る土地が一筆の一部である場合に、行政処分たる転用許可の対象となる部分を特定するため。
土地利用計画図	縮尺 1/500 ～ 1/2,000 程度とし、開発区域界、建物・施設の配置・形状・施設物間の距離等が具体的に明らかにされた図面	事業の概要・転用内容の確認、転用面積の必要性、周辺農地等への影響等を判断するため。

平 面 図	施設の平面図で縮尺 1/200～1/300 程度のもの	建物又は施設等を設置する計画の場合、施設の内容を確認し、転用目的の実現の確実性の根拠となる事業計画の必要性・具体性を判断するため。
取水、排水計画図	当該転用事業に関連する取水、排水の計画図（開発区域内の集水計画、排水放流先まで明示する。）	事業に伴う取水、排水等の確保がなされているかを確認することにより、事業計画の実現の確実性を判断するとともに、取水、排水計画による農業用排水の渇水、溢水、汚濁や農業施設のかい廃、周辺農地の分断等周辺農業への影響の有無を確認するため。
水利権者及び漁業権者等の同意書	例えば ・排水の放流同意書（第一次放流先） ・土地改良区水路の目的外使用許可	転用事業で、取水・排水について農業用水路や河川施設を利用する際、施設の水量・水質に相当の影響が予想される場合に、水利権者、漁業権者、その他関係権利者と事前に調整を図っておく必要があるため（排水放流がない場合又は水量・水質への影響が軽微であると判断される場合には添付不要。）。
所有者又は耕作者の同意書	①所有権以外の権原に基づいて申請する場合 ・所有権者の同意書 ②申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権、賃借権に基づく耕作者がいる場合 ・賃借権等の合意解約を証明する書類 ・耕作者の同意書	転用対象となる土地に左記の権利を有する者がいる場合、許可目的実現の確実性を判断する上で必要なため。
他法令の許認可書の写し又は許認可の申請状況を証する書面	当該転用事業に関連して、他法令の許認可を了している場合又は許認可申請の申請中の場合、それぞれ許認可書の写し、許認可の申請状況等を証する書面	他法令の許認可を必要とする転用事業の場合、当該法令上の制限に抵触する転用事業は許可の対象とならないことから、転用許可申請時点で他法令の見込みについて把握する必要があるため。
「栃木県土地利用に関する事前指導要綱」に基づく事前協議の結果通知の写し	農地の面積にかかわらず事業区域が5ha以上の場合は「栃木県土地利用に関する事前指導要綱」に基づく事前協議が必要となることから、その終了を証する書類	遅滞なく事業に着手できる見込み及び農地以外の土地の利用見込みがあること等を確認するため。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地の所有者の同意書	当該土地の所有者が申請者以外の者である場合	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の用に供する土地を利用できる見込みを判断する上で必要なため。
関係機関の議決等（議会、総会等）を証する書面	市町、農業協同組合等で転用事業に当たって議決等を要する場合、議事録の写し等それを証する書面	転用目的の確実性を判断するため。
土地改良区の意見	土地改良区の意見書（ただし、意見を求めた日から 30 日を経過してもその意見を得られない場合は、その事由書）	申請に係る農地が土地改良区内にある場合、改良区内の農地や農業施設のかい廃、転用に伴う取水、排水の周辺農地への影響等、土地改良事業との調整を図るため。
事業計画書	右記の内容について記載した書面	事業の目的、転用の必要性、転用面積の必要性、土地の選定理由（ 太陽光発電施設が目的の場合は、別に土地選定経過書を添付 ）、土地利用計画、周辺農地等への被害防除対策、資金計画、他法令等の状況等について明らかにし、転用許可に係る一般基準の適否について判断するため。
資金証明	転用事業を完了させるために必要とする資金の裏付けとなる客観的資料を添付する。 一般的には、金融機関が発行する、①預貯金残高証明書（申請前 3 か月以内のもの）、②融資証明書（申請前 3 か月以内のもの）が該当する。 融資元が金融機関以外の場合は、当該融資に係る残高証明書を添付する。	事業の裏付けとなる資金の見込みから、転用目的実現の確実性を判断するため。
所有権移転請求権保全の仮登記及び地上権、地役権、処分禁止の仮処分等の登記がなされている土地の場合、当該権利者の抹消同意書	原則として、申請前に権利を抹消することが必要であるが、転用目的の実現の確実性が担保されれば、抹消同意又は転用に供することについての同意をもって、これに代えることができる。 なお、次の場合は添付不要とする。 ①設定された権利が抵当権等の担保物権の場合 ②行政機関等による差押等で担当間の連絡により同意の有無が確認できる場合 ③一時転用の場合	当該権利を実行されると、転用目的が実現できないことから、事前に関係権利者が同意していることを確認する必要があるため。
代理人申請の場合、委任状・確認書	①代理人に申請手続を委任する旨の委任状 ②代理人が作成した申請書の内容を理解した上で、そのとおり事業を行う旨の確認書	①代理人としての適格を有することを確認するため。 ②事業計画の内容に対する事業者の意思が重要であり、これを具体的に確認するため。

(2) 申請人が法人の場合に必要な添付書類

書類の種類	書類の内容等	添付を必要とする理由
定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書	申請が法第5条第1項の規定によるものである場合は、いずれも譲受人に係るものに限る。	法人の行為能力、事業内容を確認するため。

(3) 転用目的により必要な添付書類

転用目的	書類の種類	書類の内容等	添付を必要とする理由
砂利採取	採取計画認可申請書の写し	採取計画認可申請書の写し (採取計画書部分に限る。)	事業計画、砂利採取法による許可との整合性が図られているか確認するため。
	埋土用土石の確保を証する書面	埋土用土石の売買契約書等の写し	砂利採取後の埋戻し及び農地への復元を担保するため。
	農地復元の保証書	次のいずれかの書類 ①砂利採取業者で構成する法人格を有する団体(その連合会を含む。)による保証書 ②処理基準通知第6の1の(1)の①のウの(ア)のbに基づく書類	砂利採取後の埋戻し及び農地への復元を担保するため。
	砂利採取に係る農地転用実績書	前回許可地、前々回許可地の採取状況、埋戻し状況等を明らかにした書類	転用目的の実現性、採取後の埋戻し及び農地への復元の確実性を判断するため。
植 林	周辺土地の利用状況図	縮尺 1/600 程度のもの	周辺土地の地形等を確認するため。
資材置場の ように建築物の建築等を伴わないもの(以下「資材置場等」という。例えば、製品置場、残土置場、廃車置場、建設機械置場等)	事業計画書	転用の必要性、土地の選定理由等について具体的に記載したもの	転用の必要性や計画位置の妥当性を判断するため。
	決算書等		事業者の事業規模から資材等の数量、置場面積の必要性を確認するため(必要に応じて数期分の提出を求め、事業量の推移等を確認する。)
	事業経歴書		転用行為の必要性を確認するため。
	過去に資材置場等を目的とした農地転用許可を受けている場合は、少なくとも前回及び前々回許可に係る農地転用実績書 なお、今回初めて許可を受ける場合は事業計画書にその旨記載することで省略可	農地転用実績書には、許可の内容(許可年月日、許可番号、所在、許可面積、用途)、転用完了時期、現在の用途及び現在の利用者を記載する。 なお、用途や利用者が許可時と異なる場合はその理由も記載する。	過去に実施した転用事業が計画どおりに実施されているかを確認するため。

駐車場	過去に駐車場を目的とした農地転用許可を受けている場合は、少なくとも前回及び前々回許可に係る農地転用実績書 なお、今回初めて許可を受ける場合は事業計画書にその旨記載することで省略可	農地転用実績書には、許可の内容（許可年月日、許可番号、所在、許可面積、用途）、転用完了時期、現在の用途及び現在の利用者を記載する。 なお、用途や利用者が許可時と異なる場合はその理由も記載する。	過去に実施した転用事業が計画どおりに実施されているかを確認するため。
建売住宅、特定建築条件付売買予定地及び宅地分譲（共通）	建売住宅及び特定建築条件付売買予定地の転用実績調書（宅地分譲のみの場合を除く。）	前回許可地の事業進捗状況等を記載したもの	農地の遊休化防止の観点から、事業者が建売住宅及び特定建築条件付売買予定地に係る転用事業を反復、継続的に行う場合、前回許可地で許可目的どおりの転用行為が行われているかを確認するため。
	宅地建物取引業免許証の写し	事業計画書の中で、免許番号、免許の日付の記載があれば、添付不要。	転用事業を実施するに当たり必要な資格を有していることを確認するため。
特定建築条件付売買予定地	当該申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の面積、位置等を表示する図面	建売住宅の場合と同程度の土地利用計画図	建築条件付売買予定地であって、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 4002 号農林水産省農村振興局長通知）」の要件を満たすことが確実であることを確認するため。
	当該事業の全てを実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面	申請時点で最終土地購入者が決まっている場合であっても当該事業の全てを実施する資力が必要。	
	ただし、当該事業を実施する地域及びその近傍の条件が類似する地域における住宅及び宅地の販売状況やニーズ、当該事業者のこれらの販売の実績及び計画等からみて、販売することが確実と認められる土地の区画であることが確認できる書類が提出された場合においては、当該区画部分については「必要な資力及び信用があることを証する書類」の添付を省略することができる。		
	農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案	「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務処理要領」の要件を満たす契約内容であること。	

太陽光発電設備（共通）	経済産業省の事業計画認定状況が確認できる書面の写し（非FITの場合は、事業者と新電力小売事業者の間で交わされた契約書の写し）（※）	「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」又は申請受付又は承諾済みであることが確認できる書面（マイページのハードコピー等）の写し		転用目的の確実性を判断するため。 （※）太陽光発電設備の許可申請に際し、申請者が当該資料を提出できない場合は、その理由を聞き取り、それがやむを得ない事情（農地転用許可済みであることが契約の条件であること等）により提出できない場合は、誓約書や確約書等を求め、それも提出できない場合はそれ以外の資料や聞き取りなどで事業実施の確実性を確認すること （資料の例） 「小売電気事業を営もうとする者の登録について」写し、売電シミュレーション、事業計画書の小売電気事業者に係る記載、過去の実績等の確認、聞き取り内容に間違いのない旨の申立書 等）						
	電力会社との接続の同意を証する書類の写し（※）	「接続契約のご案内」、「接続に係る規定に関する承諾のご案内」、「接続に係る規定に関する契約書」、「託送供給の承諾のお知らせ」（非FITの場合は、発電量調整供給契約を締結する見込みについて確認できる資料）等								
	事業区域が5ha未満かつ太陽光発電施設の設置に関する市町の条例、規則等が制定されている場合は、市町の条例、規則等に基づく協議経過を記載した書面（事業計画書に詳細を記載することで省略可）									
	<table><tr><td> 条例等 事業区域 </td><td>条例、規則等あり</td><td>条例、規則等なし</td></tr><tr><td>5ha以上</td><td colspan="2">事前協議（9の(2)参照）の中で整理されるため協議経過書不要</td></tr><tr><td>5ha未満</td><td>協議経過書添付</td><td>協議経過書不要 ただし、出力50kW以上の場合は、事業概要書提出後に受理（9の(4)参照）</td></tr></table>	条例等 事業区域	条例、規則等あり		条例、規則等なし	5ha以上	事前協議（9の(2)参照）の中で整理されるため協議経過書不要		5ha未満	協議経過書添付
条例等 事業区域	条例、規則等あり	条例、規則等なし								
5ha以上	事前協議（9の(2)参照）の中で整理されるため協議経過書不要									
5ha未満	協議経過書添付	協議経過書不要 ただし、出力50kW以上の場合は、事業概要書提出後に受理（9の(4)参照）								
太陽光発電設備（営農型：一時転用）	営農型発電設備の設計図			営農の適切な継続が確保されることを確認するため。						
	下部の農地における営農計画書									
	営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類	次のいずれかの書類 ①栽培する農作物の収量及び品質に関するデータ （例：試験研究機関による調査結果等） ②必要な知見を有する者 （例：普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書 ③先行して営農型太陽光発電の設置に取り組んでいる者の事例								

	営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面	営農型発電設備を設置する者と下部の農地において営農する者が異なる場合	設備の撤去による原状回復を担保するため。
太陽光発電設備（農地の法面又は畦畔に設置するもの：一時転用）	太陽光発電設備の設計図		周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを確認するため。
	本地における営農計画書及び法面等の維持管理に関する計画書		
	太陽光発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面	太陽光発電設備を設置する者と法面等の所有者等が異なる場合	設備の撤去による原状回復を担保するため。
廃棄物の最終処分場	事業計画書	次の事項を記載したもの ①土地の具体的選定理由 ②廃棄物の種類 ③廃棄物の種類ごとの取扱量及び排出事業所 ④搬入方法及び具体的な搬入経路 ⑤計画搬入量（日量、月量） ⑥埋立処分の全体計画がある場合はその概要 ⑦復元後の土地利用方法 ⑧周辺農地への被害防除措置の詳細 ⑨排水処理方法 ⑩廃棄物処理施設に係る事業実績	転用の必要性や計画位置の妥当性を判断するため。
	最終処分場の埋立工程表		
	「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」に基づく事前協議終了通知書の写し		事業計画上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律との整合性が図られているかを確認するため。
	一般廃棄物処分業許可証又は産業廃棄物処分業許可証（新規参入業者を除く）の写し		法人の行為能力を確認するため。
	公益社団法人栃木県廃棄物協会の保証書	一時転用の場合	農地への埋戻しを担保するため。

(4) 土地改良事業における非農用地区域内の農地に係る申請の場合に必要な添付書類

異種目換地事前指定地に代わるべき一時利用地の指定がなされている場合	一時利用地の指定通知書の写し	転用対象となる土地の特定のため。
	異種目換地事前指定地としての指定通知書の写し	
	換地計画において当該一時利用地をそのまま当該一時利用地の従前の土地の換地として定める旨の事業主体の確約書	
	申請に係る用途が事業計画において定められた用途である旨の事業主体の証明書	転用目的が、当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途であることを確認するため。
創設換地予定地で事業主体の管理に係る農地等の転用の場合	当該農地等が創設換地予定地であり、かつ、当該農地等の転用許可申請に係る用途（事業計画において定められているその取得予定者が事業主体以外の者である農地等の農地法第5条の規定による申請にあつては、当該転用申請に係る用途及び取得予定者）が、事業計画において定められている用途（事業計画において定められているその取得予定者が事業主体以外の者である農地等の農地法第5条の規定による申請にあつては、事業計画において定められている用途及び取得予定者）である旨の事業主体の証明書	転用対象となる土地を特定するため、申請人が申請適格を有することを確認するため、及び転用目的が当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途であることを確認するため。

※ 「写し」とあるもの以外のものについては原則として原本を添付する。ただし、申請者から原本還付の申請があった場合には写しを取った上で原本の返還を行うが、その際には、写しに「原本確認済み」と記入し、写しを取った日付及び写しを取った職員の所属職氏名を記入する。以下の手続においても同様とする。

他法令等との許可調整等

他法令等の許認可・届出等（以下「許可等」という。）を必要とする転用事業の場合の農地転用許可と他法令等の許可等との調整、事前協議を必要とする許可申請の受理については、次により取り扱うこととする。

(1) 農地の区画形質に変更を加え、農地以外のものとして利用する行為（他の土地と一体となって開発する場合も含む。）、及び周辺農業への著しい影響を及ぼすおそれのある行為を規制する他法令等の許可等については、当該許可等の見込みの有無を関係機関に確認し、調整の上、農地転用申請に対する処分を行う。

＜農業委員会ネットワーク機構意見聴取・許可の時期＞

	関係法令等	農業委員会ネットワーク機構意見聴取時期	許可の時期
ア	都市計画法	・ 開発許可申請書受理確認後	・ 同日付け許可
イ	森林法	・ 林地開発許可申請書受理確認後	・ 同日付け許可
ウ	国有財産法	・ 用途廃止申請書受理確認後 ・ 一時使用許可申請書受理確認後	・ 用途廃止通知後 ・ 使用許可日以降 (青地の場合は払下げ申請後)

エ	砂利採取法	・砂利採取認可申請書受理確認後	・同日付け許可 (前回地、前々回地要件達成後)
オ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 [最終処分場]	・廃棄物処理法に基づく処理施設設置許可申請書受理確認後	・設置許可と同日付け許可
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 [中間処理施設、積替施設]	・栃木県産業廃棄物処理に関する指導要綱に基づく事前協議書提出確認後(許可が必要な場合は、施設設置許可申請書受理確認後)	・事前協議終了後(許可を要するものについては、同日付け許可)
カ	自然公園法 (工作物新築等)		・同日付け許可

(2) 事前協議を必要とする農地転用許可申請

「栃木県土地利用に関する事前指導要綱」に基づく事前協議が必要な農地転用許可申請（農地の面積にかかわらず事業区域が5ha以上の場合は該当。）については、事前協議終了後に受理することとする。なお、受理後の事務処理については、各個別法ごとの調整基準による。

(3) 農振除外を必要とする農地転用許可申請

農用地区域内にある農地のうち農振除外を必要とする農地に係る転用許可申請については、農振法第8条第4項の規定による同意後に農業委員会は受付する。

また、農振法第12条第1項に規定する公告後（農振除外後）に許可する。

(4) 事業概要書の提出を必要とする農地転用許可（出力50kW以上の太陽光発電施設）

「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に基づく事業概要書の提出が必要な農地転用許可申請については、事業概要書の受付後に受理するものとする。

なお、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」では、対象を出力50kW以上（複数の太陽光発電施設を一体的に設置し、それらを合計した出力が50kW以上となる場合も対象。）と定めているが、市町において、太陽光発電施設を対象とした条例、要綱、ガイドライン等を定めている場合は、市町の条例等が優先される。

(5) 転用許可後の営業上の行為等を規制するための許可等については、統一的な調整は行わず、手続の確認又は事業計画者への助言に止める。

《一例》

ア 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく特定事業についての許可

イ 盛土規制法に基づく盛土等による土地の形質の変更に対する許可

ウ 土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更の届出

エ 倉庫業法に基づく倉庫業の営業許可

オ 医療法に基づく病院等の開設許可

カ 旅館業法に基づく旅館業経営の許可

キ 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地・納骨堂・火葬場の経営等の許可

ク 消防法に基づく製造所等の設置許可

ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業の許可

コ 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業の免許

事業計画書（一般用）

1 転用行為の必要性

事業計画上、農地転用行為を必要とする理由を、申請者の現在の事業との関連あるいは当該事業計画に至った動機等と併せて記載する。

また、なぜこれだけの面積が必要なのかについて、申請者の現在の事業規模及び申請地の事業概要と併せて、具体的に記載する。

2 土地の選定理由

事業計画地として、当該申請地を選定するに至った経過について記載する。（他の候補地を挙げた上で、当該地を選定した理由を記載する。申請地が第2種農地である場合は、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない理由を具体的に記載する。また、申請地が第1種農地又は甲種農地であり、かつ、転用目的が次(※)である場合は、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができない理由を具体的に記載する。）

また、住宅、店舗、倉庫、工場等建築物の建築を目的として転用する場合については、①立地条件、②建築物の用途及び目的に適合し、有効に利用できる場所であるか（都市計画法上の用途地域以外の場所を選定した場合は、用途地域を選定できない理由）、③集団農地を蚕食するなど周囲の農業上の土地利用に及ぼす影響の有無も併せて記載する。

(※)・都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設

- ・農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設
- ・農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設
- ・住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

3 土地利用計画

申請地の利用計画について、設置施設等の詳細、進入路の位置、周辺農地への影響と被害防除策、排水計画等について具体的に記載する。

4 資金計画

資金計画について、収入は自己資金、借入金等に区分し、支出は用地取得費、造成費、建物等建築費、附帯事業費、事務費等に区分し、それぞれ具体的な金額を記載する。

5 周辺農地への被害防除対策

排水方法、土砂流出防止対策、日照・通風の影響、農業用排水施設及び耕作道の確保等を記載する。なお、被害防除対策が必要ないと判断する場合は、その理由を記載する。

6 他法令の状況

当該事業計画を遂行するに当たり、許認可、届出等が必要な法令名及び手続状況について記載する。

※ 各農業委員会において、申請者にこの様式を提示し、記載内容についての指導を行うこと。

事業計画書（資材置場等用）

※ 資材置場等とは、建築物の建築等を伴わない資材置場、製品（商品）置場、残土置場、廃車置場、建設機械置場等をいう。

1 申請人の職業との関連

申請人がどのような事業を営んでおり、その事業と資材等の内容（種類）との関連性について記載する。

2 申請人の資材置場等の面積及びその利用状況

申請人が現在所有している資材置場等の位置、面積及び利用形態について記載する。過去に転用許可を受けた資材置場等がある場合には、資材置場等の農地転用実績書を提出する（今回初めて許可を受ける場合は事業計画書にその旨記載する。）。

3 転用行為を必要とする理由

申請地を資材置場等として必要とする理由（なぜ現在の資材置場等では足りないのか、なぜこれだけの面積が必要なのかなど）を、申請人の現在の事業規模等と併せて具体的に記載する。

4 土地の選定理由

事業計画地として、当該申請地を選定するに至った経過について記載する。（他の候補地を挙げた上で、当該地を選定した理由を記載する。申請地が第2種農地である場合は、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない理由を具体的に記載する。また、申請地が第1種農地又は甲種農地であり、かつ、転用目的が次(※)である場合は、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができない理由を具体的に記載する。）

申請人の現在の事業所等の所在地及び申請地までの距離、時間も記載する。

なお、申請地が遠隔地の場合には、なぜその場所を選定したのか（もっと近い土地を選定しなかった理由）、事業所や工事現場の往復等、申請地の利用方法及び管理方法についても記載する。

(※)・都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設

- ・農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設
- ・農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設
- ・住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

5 申請地の具体的な利用計画

申請地の利用計画について、資材等の内容とその量、資材等スペース、作業スペース、搬出路などの位置関係、周辺農地への被害防除策、排水計画等について具体的に記載する。

6 事業経歴

過去2年間における申請人の事業経歴（工事経歴）について、着工（受注）年月、請負（取引）先、事業内容、事業金額を一覧表にして添付すること。（建築業許可申請等に伴う工事経歴書の写しでも足りる。）

7 周辺農地への被害防除対策

排水方法、土砂流出防止対策、日照・通風の影響、農業用排水施設及び耕作道の確保等を記載する。なお、被害防除対策が必要ないと判断する場合は、その理由を記載する。

※ 各農業委員会において、申請者にこの様式を提示し、記載内容についての指導を行うこと。

事業計画書（太陽光発電施設用）

※ 下記は、事業予定地が第2種農地であり、法第5条に基づく申請の場合

1 転用行為の必要性

転用行為を必要とする理由及び目的(※1)を、申請者の現在の事業との関連あるいは当該事業計画に至った動機等と併せて具体的に記載する。

※1 他の土地では目的が達成できない場合に限り許可となることから、その確認のために目的を具体的に記載すること。（余剰売電・全量売電・自家消費の区分、その期間、自己所有・売却予定の区分。なお、売却予定の場合は売却先及びその確実性を記載するとともに、売却相手が自ら転用事業を行うことができない理由を本項目に、他の土地では目的が達成できない理由を「3 土地の選定理由」に詳細に記載すること。）

（注）目的を偽り転用許可を得た場合、農地法第51条第1項第4号（偽りその他不正の手段により許可を受けた場合）に該当し、許可取消処分及び原状回復命令並びに経済産業省関東経済産業局への通報等を行う可能性がある。

2 規模の妥当性

パネルの設置枚数及びその枚数が必要な理由を記載し、パネル又はアレイ（パネルを設置した架台）の寸法に設置枚数又は架台数を掛け、その他必要な設備・施設の面積を加算することなどにより、転用面積が必要最小限であることが確認できるよう記載する。

3 土地の選定理由

事業計画地として、当該申請地を選定するに至った経過について記載する。

（注）太陽光発電設備は一般的に用地選定の任意性（他の土地での代替可能性）があると考えられるため、他の土地（非農地、市街化区域内農地、第3種農地）では目的が達成できない理由を、選定経過書等(※2)を用いて詳細に記載すること。

※2 特定の範囲内で選定をする場合、事業目的を達成する上で、その範囲内である必要性等を明記すること。（例えば、〇〇市内のみで候補地を選定している場合、〇〇市内のみで候補地を選定した理由についても記載すること。）

4 土地利用計画

土地利用計画図の内容について、下記の例を参考に定量的に説明をすること。

- ・事業区域面積：〇㎡（うち農地面積〇㎡）
- ・太陽光パネル：〇枚（寸法：縦〇m×横〇m）
- ・パワーコンディショナー：〇台（寸法：縦〇m×横〇m）
- ・フェンス：高さ〇m、幅〇mのフェンスを外周に沿って〇m設置
- ・（調整池等の施設がある場合は、その概要）

5 資金計画

資金計画について、収入は自己資金、借入金等に区分し、支出は用地取得費（又は賃借料）、造成費、発電設備費、附帯・外構工事費、撤去・処分費(※3)等に区分し、それぞれ具体的な金額を記載する。

※3 売電収入を撤去・処分費用として積み立てる場合は、その旨余白に記載すること。

6 周辺農地への被害防除対策

雨水排水方法(※4)、土砂流出防止対策、日照・通風の影響、雑草対策(※5)、農業用排水施設及び耕作道の確保等を記載する。

※4 自然浸透のみで雨水処理をする場合は、事業地が周辺地より低い場合以外は雨水排水が周辺地に流出し、土砂流出を招くおそれがあることから、土石流出防止策を必ず記載すること。

※5 雑草の種子が周囲の農地に飛散するおそれがあることから必ず記載すること。

7 法令等の調整状況

事業実施のために必要な法令等（※6）との調整状況（協議日、協議相手、協議結果）を記載すること。

※6 太陽光発電施設の設置に係る県の指導指針、市町の条例・規則・ガイドライン等に基づく調整状況については、その詳細を記載すること（協議経過書として別紙による提出も可）。

※ 各農業委員会において、申請者にこの様式を提示し、記載内容についての指導を行うこと。

土 地 選 定 経 過 書

※ 他の土地では事業目的が達成できない理由の記載が必要な場合は、以下を参考に詳細に記載すること。

1 転用事業の目的が達成可能な区域

転用事業の目的が達成可能な区域として、申請地を含む区域を選定した理由について、具体的な区域の条件（例：〇〇町内であること。両親宅から〇〇km圏内であること。〇〇インターチェンジから〇〇km圏内であること。既存施設から〇〇km圏内であること。）を明示した上で、記載すること。

2 候補地検討

「1 転用事業の目的が達成可能な区域」で選定された区域内の候補地について、具体的な選定条件（例：〇〇㎡の面積を確保できること。平坦な整形地であること。幅員〇m以上の公衆用道路に接していること。公共上下水道に接続可能であること。）を明示した上で、各条件への適合状況を記載し、それぞれの候補地を比較・検討すること。

〈候補地検討表〉

候補地	条件①	条件②	条件③	条件④	条件⑤	総合判断
候補地 A	○	○	○	○	○	○
候補地 B	△	△	△	△	△	△
候補地 X	×	×	×	×	×	×

3 検討結果

「2 候補地検討」で比較・検討した結果、申請地として選定された理由又は選定されなかった理由について、候補地ごとに総括的に記載すること。

※ 各農業委員会において、申請者にこの様式を提示し、記載内容についての指導を行うこと。

建売住宅及び特定建築条件付土地の転用実績調書

	記 載 事 項	前 回 地
1	許 可 年 月 日	年 月 日
2	許 可 番 号	指令 第 号
3	所 在	
4	許 可 面 積	田 m ² 、畑 m ² 計 m ²
5	工事進捗状況	棟中 棟完成
6	備 考	

※ 備考欄については、本調書の作成時点（○年○月○日現在）を記載する。

砂 利 採 取（土 採 取）の農 地 転 用 実 績 書

	記 載 事 項	前 回 地	前 々 回 地
1	許 可 年 月 日	年 月 日	年 月 日
2	許 可 番 号	指令 第 号	指令 第 号
3	所 在		
4	許 可 面 積	田 m ² 、畑 m ² 計 m ²	田 m ² 、畑 m ² 計 m ²
5	工事進捗状況		
6	備 考		

※ ・工事進捗状況については、採取○○%、埋戻し○○%と記載する。
・備考欄については、本書の作成時点（○年○月○日現在）を記載する。

資 材 置 場 等（ 駐 車 場 ）の 農 地 転 用 実 績 書

	記 載 事 項	前 回 地	前 々 回 地
1	許 可 年 月 日	年 月 日	年 月 日
2	許 可 番 号	指 令 第 号	指 令 第 号
3	所 在		
4	許 可 面 積	田 m ² 、畑 m ² 計 m ²	田 m ² 、畑 m ² 計 m ²
5	転用完了時期	年 月 日	年 月 日
6	許可時の用途		
7	現 在 の 用 途		
8	現在の利用者		
9	用途や利用者が許可時と異なる場合はその理由		
10	備 考		

※ 5について、転用が完了していない場合は、括弧書きで転用完了見込時期を記載する。

※ 6について、駐車場の場合は、具体的に記載すること（自宅駐車場、業務用駐車場、来客駐車場、貸駐車場等）。